

熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部改正（素案）
に対する意見及び市の考え方

1 意見募集期間

令和6年12月20日（金曜日）から令和7年1月20日（月曜日）まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

提出者数 1名

意見の件数 2件

3 意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
全体	<p>熊谷市都市計画審議会の運営体制、会員の選任等に関する規定などを公開してほしいです。</p> <p>（理由）</p> <p>大規模集客施設は市民の生活に大きく影響することから、幅広い方の意見を聞いた上で許可を出す形にしてほしいです。</p> <p>現在の熊谷市ホームページでは熊谷市都市計画審議会の組織体制が明らかにされておらず不安です。</p>	<p>都市計画審議会の組織や運営に関しては「熊谷市都市計画審議会条例」及び「熊谷市都市計画審議会条例施行規則」で規定しており、本市ホームページの例規集に公開しています。</p> <p>都市計画は、市民生活に大きな影響を与えることから、学識経験者、市議会議員に加え、関係行政機関の職員や公募により選出された市民で組織された審議会で調査審議し決定します。</p>
	<p>大規模集客施設の建設に関して、熊谷市議会など開かれた場での議論を求めます。</p> <p>（理由）</p> <p>市長の権限が強すぎると思います。審議会の答申結果がNGだったとしても、最終判断の権限が市長1人になっており、ストッパーがありません。</p> <p>また審議会の選任プロセスも不透明なため信頼性に欠けます。</p>	<p>大規模集客施設の建築に関する市長の意思決定において、行政への市民参画、専門知識の導入や公正の確保等の審議会の機能を反映させることを目的として、市長が、原則公開で開催する、合議制の都市計画審議会に、必ず意見を聴くこととしています。</p> <p>また、この条例の一部改正案を、令和7年3月議会に上程する予定です。</p>